

議案第96号

石垣小学校放課後児童クラブ指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 石垣小学校放課後児童クラブ
- 2 指定管理者となる団体 大阪府大阪市浪速区難波中一丁目12番5号
株式会社クオリス
代表取締役 雨田 武史
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年12月4日提出

石垣市長 中山 義 隆

理 由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。